１．この細則の適用

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」（以下「利用細則（当座勘定取引）」といいます。）に基づき行う次に掲げる事務の細部取扱いは、別に定めるところによるほか、この細則に定めるところによります。

（１）日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）を利用して、当座勘定を日本銀行本店に有するオンライン取引先（以下単に「オンライン取引先」といいます。）が、一定の金額を自己の当座勘定から引落し、これを海外預り金勘定に入金することを依頼すること（以下「引落入金依頼」といいます。）等にかかる取扱い

（２）日銀ネットを利用して、日本銀行が外国中央銀行等からの依頼に基づき、オンライン取引先の当座勘定への入金を行う場合に送信する日銀ネットの電文の設定方法等にかかる取扱い